令和８年第３回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和８年９月３日（木曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午前１０時　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　森澤　文王	８番　村田　桂子	９番　榎本　真弓
１０番　今井　　清	１１番　村松　浩喜	１２番　今井　英昭

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳	副町長　小平春幸	教育長　塩澤勝巳
総務課長　竹重和明	町民課長　荻原義行	企画課長　市川　偉
教育次長　羽田徹也	建設環境課長　羽場雅敏	
産業振興課長　篠原英男	会計管理者　櫻井千佳	
庶務係長　市川　理	代表監査委員　関　　淳	

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　田口　仁　　書記　伊藤百合子

１．会議録署名議員の指名

１番　　秦野　仁美

２番　　宮坂　幸夫

散会　　午後２時３１分

（午前10時00分　開会）

議長（今井英昭君）　おはようございます。

ただいまから令和８年第３回立科町議会定例会を開会します。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開会に当たり１点申し上げます。

本定例会から議会運営のデジタル化、ペーパーレス化を進める取組の一環として、議員一人一人にタブレット端末を導入し、議案をはじめとする各種資料をタブレットで確認しながら審議を進めてまいります。

今回は、従来どおりの紙も配付してありますが、タブレット運用のスタートとなりますので、操作に不慣れな部分もあり、議事進行の中で確認に時間を要したり、機器の不具合などが生じたりすることも考えられます。

議員、執行部ともに、実際の議会運営の中で使用しながら、一つ一つ課題を確認し、改善を重ね、より円滑で効率的な議会運営につなげていきたいと考えております。しばらくの間、ご理解をいただきますようお願いいたします。

企画課から写真撮影、また報道機関から写真・ビデオ撮影等の申込みがあり、今会期中はこれを許可してありますので、ご承知願います。なお、本会議の一部については、ケーブルテレビで生中継も行いますので、承知願います。

地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた説明員は、理事者、代表監査委員です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

議長（今井英昭君）　日程第１　会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、１番議員、秦野仁美議員、２番議員、宮坂幸夫議員を指名します。

◎日程第２　会期の決定

議長（今井英昭君）　日程第２　会期の決定を議題とします。

会期については、今井健児議会運営委員長より報告願います。今井健児議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈４番　今井　健児君　登壇〉

４番（今井健児君）　おはようございます。議会運営委員長の今井健児です。会期の検討結果についてご報告いたします。

会期につきましては、８月19日、議会運営委員会を開催し、令和８年第３回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日９月３日から９月17日までの15日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（今井英昭君）　お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から９月17日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から９月17日までの15日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第３　町長招集のあいさつ

議長（今井英昭君）　日程第３　町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　おはようございます。本日ここに、令和８年第３回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず初めに、災害関連について申し上げます。

本年７月28日、午後４時27分頃、熊本県熊本地方を震源とする最大震度７の地震が発生しました。国内で震度７の観測は、2024年の能登半島地震、熊本県内では2016年熊本地震以来、10年３か月ぶりとはいえ、短期間で襲ってきた大地震であります。被災地皆さんの受け止めはいかばかりかと推察いたします。

被災状況は、死者は39人に上り、負傷者、合わせた人的被害は150人以上、住宅被害は、全壊、半壊、一部破損を含め7,000棟以上に及ぶ。八代市の紙工場の事故やイオンモール熊本での爆発など、二次災害も発生しました。

地震後は、断水、停電が広範囲で続き、政府は８月中を目途に断水完全解消を指示いたしました。加えて、発生直後から記録的な猛暑が重なり、熱中症リスクが被災者の大きな負担となりました。政府では、激甚災害への指定方針を示しています。

立科町では、関係機関と連携しながら、でき得る支援を行っておりますし、今後も続けてまいります。一日も早い復旧復興がかないますよう願っております。

また、８月13日夕方から14日未明にかけて、千葉県内で線状降水帯が相次いで発生し、記録的な大雨となりました。気象庁は、千葉県内22市町にレベル５大雨特別警報を、６市にレベル５土砂災害特別警報を発表し、千葉県、茨城県で最大19市町村、約20万世帯、40万人に避難指示が出されました。

被害状況は、死者13人、行方不明者１人、住宅の浸水被害は、床上・床下を合わせて4,175棟に上り、住宅半壊は現時点では699棟との発表でありますが、今後増える可能性もあります。千葉県では、下水道施設等のインフラ被害も深刻で、政府は激甚災

害指定の見込みであるとの見解を示しました。

改めて、熊本地震や千葉豪雨でお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

北陸３県の豪雨災害につきましても、お見舞いを申し上げる次第であります。

そのほか、台風の接近や線状降水帯の発生等により、日本各地で自然災害が起こっています。今後も、いつどこで地震や集中豪雨が起きても不思議ではありません。行政はもちろんのこと、町民一人一人が災害への備えを怠らないようにしなければとの思いを強くしました。

国際関係に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻開始から今年の８月で４年半が経過しましたが、依然として和平への道筋は見えていません。中東情勢では、ホルムズ海峡をめぐる緊張が高まり、原油やＬＮＧ（液化天然ガス）などのエネルギー供給への影響が世界的な懸念となっています。原油価格も情勢の変化に対応して大きく変動し、日本を含む各国の経済や物価にも影響が及ぶ可能性が高まってきました。

国内情勢に目を向けますと、物価額が続き、家計をどのように支えるかが政治課題となっており、特に消費税減税をめぐる議論が活発になり、政府は2027年４月から２年間、飲食料品の消費税率を現在の８％から１％へ引き下げる方針を決定しました。さらに、１％分相当の給付を組み合わせ、飲食料品に係る消費税を実質的にゼロにする考えであります。

一方、減税による税収減をどのように補うのか、社会保障に必要な財源をどう確保するのかという問題も残されており、今後の国会での議論が注目されます。

一方、農業、とりわけ米をめぐる情勢も大きく変化してまいりました。2025産米は品薄感から価格が大幅に上昇しましたが、2026年に入ると民間在庫が増加。米価格は下落傾向となりました。2026年産米については、早場米の産地で支払われる概算金が前年度を大きく下回るケースが出ており、2026年産の生産者価格も2025年産の高値から下落する可能性が高い。米生産農家にとっては歓迎できるものではありません。

当町においても、農業は、地域の景観や土地利用を支える重要な産業であります。ＪＡ佐久浅間の2026年産コシヒカリの正式な生産者概算金は、まだ公表されていませんが、大幅に下がる可能性が高いと予測されています。

農林水産省は、2025年に放出した政府備蓄米の買戻しを実施する方針を固めたとの報道があります。価格暴落を懸念する生産者からは、備蓄米の買戻しを求める声が高まっています。肥料、燃料等の高騰が続く中、持続可能な生産をつなげるためにも、適正な価格となることが最も重要と考えます。

次に、６月定例会以降の主な取組状況等について２点申し上げます。

まず１点目は、権現山運動公園風の子広場リニューアル工事についてであります。

立科町の子育て環境、交流、町の魅力を高める施設として、風の子広場のリニュー

アル工事実施に向け、令和８年度に設計工事を合わせたプロポーザルを行い、決定した業者と請負工事契約を締結するため、８月10日の議会臨時会で議決をいただきました。

風の子広場の整備は、私の重点指針であります「住んでみたい、生み育てたいと思える町づくり」の中に位置づけた子育て環境の充実を図る施策として、老朽化した風の子広場の遊具を更新し、子どもの遊び場の安全確保と多世代が交流する場所として整備を図るものであります。今回選定した遊具は、複合的な大型遊具の建設を予定しております。

２点目は、３月定例議会でお認めいただけなかった権現の湯の料金改定についてであります。

町では、６月定例会に再度料金改定をお願いし、１回券を大人「500円」から「600円」、子ども「200円」から「300円」をはじめ、各回数券についても料金を改定する条例改正をお認めいただきましたので、この９月１日から利用料金の改定をしました。ただし、町民の１回券については、大人500円、子ども200円に据え置きます。

また、８月26日には、開館以来の入館者が550万人に達することができ、町の観光、交流の維持を占めております。

以上、６月定例会以降の主な取組状況等について申し上げました。

なお、山のスキー場２か所の大規模整備事業に係るマスタープラン等の策定支援業務の報告を、本定例会開会中の議会全員協議会において報告をさせていただきます。

冒頭触れさせていただきましたが、日本各地で地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻繁に起こっています。９月は防災月でもあります。この機会にハザードマップで自分たちの土地の土砂災害特別警戒区域や重要水防区域を確認しておくことが重要と考えます。

今後とも災害のない安心・安全なまちづくりの実現に向けて邁進してまいりますので、町民皆様、議会皆様のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

続いて、６月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたので、ご覧ください。

６月７日に、立科町消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会を開催し、日夜に及ぶ訓練の成果が発揮され、団員一人一人が頼もしく感じました。

６月14日には、自由民主党過疎対策特別委員会の井出庸生委員長をはじめ、委員会所属の６名の国会議員、関係者が当町を訪れ、移住・定住促進住宅「ヴィーナス・ラーチたてしな」を現地視察し、その後の懇談会では、当町の過疎対策に関する具体的な取組や課題について申し上げ、意見交換を行いました。

６月25日、たてしな保育園において、幼年消防隊の任命式が行われ、39名の園児が防災の誓いを元気に斉唱しました。

６月28日の町民ゴルフ大会には、147人の参加をいただきました。

７月22日には、オレゴン市派遣事業の訪問団の壮行会を開催し、訪問中の安全と実り多い事業となることを念願いたしました。

７月25日に、第34回町民まつり「立科えんでこ」を開催し、大勢の皆様が集い、活気に満ちた夏の一夜となりました。

７月29日、区長・部落長さんのご出席をいただき、町政懇談会を開催し、町が進める重点施策・課題等について説明をさせていただくとともに、各地域での課題など、貴重なご意見、ご要望をいただき、今後の町政運営に生かしてまいります。

７月31日には、富山で開催される――されたんですが、される北信越中学校総合競技大会、及び広島で開催される全国中学校体育大会の水泳競技自由形に出場する、西塩沢で中学２年生の土屋夢紅さんの表敬訪問を受け、この大会や今後の活躍に激励と期待を申し上げました。

８月10日に、第４回議会臨時会を招集し、権現山運動公園風の子広場リニューアル工事の工事請負の締結についてお認めいただきました。

８月15日には、二十歳の式典に出席された45名の皆さんの希望に満ちた姿を拝見し、ふるさと立科町の未来に期待を膨らませたところであります。

８月23日には、少年スポーツ大会、30日には、分館対抗球技大会が開催され、それぞれ出場選手の皆さんに激励を申し上げました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本定例会に提案しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例制定１件、条例改正１件、令和８年度補正予算２件、令和７年度決算に係る案件２件、認定６件、報告２件であります。

議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定については、長野県宿泊税市町村交付金を活用し、立科町の観光振興を図る事業の財源に充てるため、基金を設置する条例制定であります。

議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、不利益処分となるべき者の所在が判明しない場合において、公示事項を掲示場への掲示のほかに、町ホームページ等インターネットによる公示の方法を可能とする等の改正であります。

議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）については、既定予算に歳入歳出それぞれ２億2,445万4,000円を追加し、総額を57億9,560万9,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では、普通交付税の額確定のほか、前年度繰越金の額の確定等により、財政調整基金からの繰入金３億9,000万円を皆減しました。これにより基金繰入れに頼らない予算となりました。

このほか、事業進捗等により、各種補助金や起債、寄附金の財源として充当するた

めの補正等を行っております。

歳出では、総務費は、町有地の適正な管理を行うための別荘地建物１棟の解体撤去工事費の計上、庁舎東側に増設した職員駐車場と庁舎駐車場を結ぶ取付道路を整備する工事費の計上、基金への積立金の増額補正、権現の湯の浴室換気用吸気システムの修繕料等の補正を行いました。民生費では国庫負担金等の精算による返還金等の計上、衛生費は15歳以下の子どもの季節性インフルエンザワクチン接種の助成費用を計上いたしました。農林水産業費では、農業振興に係る公用車の更新に伴う計上、野生鳥獣の被害を防止するため山間地に存在する柿や栗の放任果樹を伐採する委託料等を計上し、教育費は交付金及び補助金等の増額補正を行いました。その他事業進捗に伴うもの、及び施設管理運営上必要となる補正をいたしました。

議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、前年度繰越金の確定及び過年度分の国庫負担金の返還金等の補正となります。

議案第54号及び第55号並びに認定第１号から第６号までは、令和７年度公営企業会計の剰余金の処分及び決算の認定、一般会計及び特別会計５会計の決算の認定をお願いするものであります。各会計とも監査委員さんの審査を受け、決算等審査意見書を提出いただいております。

なお、人事案件１件につきましては、最終日に提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

提案いたします案件につきましては、それぞれ関係課長から説明をいたしますので、ご審議の上、お認めいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎日程第４　議会諸報告

議長（今井英昭君）　日程第４　議会諸報告を行います。

議長、また各常任委員会としての報告事項は、お手元に配付しました諸般の報告をもって報告とします。

◎日程第５　議案第50号

議長（今井英昭君）　日程第５　議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長　篠原　英男君　登壇〉

産業振興課長（篠原英男君）　議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町宿泊税交付金基金条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

本年６月１日に、長野県宿泊税条例が施行され、県はそれを財源として県と市町村が一体となり、広域的な視点を持ちながら観光施策を推進するため、宿泊税市町村交付金制度を創設し、一般交付金及び重点交付金として市町村に交付されることになりました。

この宿泊税市町村交付金は、観光振興に資する事業の財源として積み立てられるとなっていることから、町といたしましても宿泊税市町村交付金を最大限活用し、適正に管理運営等をしていくために本条例を制定するものでございます。

それでは、条例本文をお願いします。

第１条は、観光振興を図る事業の財源に充てるため、基金を創設するものでございます。

第２条は、積立てについて、第３条は、管理について規定しています。

第４条は、運用益金の処理として、運用収益はこの基金の目的とする事業の経費に充当し、余剰金が生じた場合は基金に編入します。

第５条は、繰替運用について規定しています。

第６条は、観光振興を図る事業を行う場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができるとしています。

第７条は、委任について規定しています。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第６　議案第51号

議長（今井英昭君）　日程第６　議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　竹重　和明君　登壇〉

総務課長（竹重和明君）　議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、不利益処分となるべき者の所

在が判明しない場合において、公示の方法を改めることが主な改正点となります。

この条例は、行政手続法に基づき、町での処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものであります。

第１条第１項中の改正は、「行政手続法第３条第２項において法第２章から第５章までの規定が適用されないこととされた」を削り、現在の行政手続法との整合を図ります。

第３条の改正は、第１条第１項中で行政手続法を削ったことにより、「法」を「行政手続法」に改めるものであり、このほか所要の改正を行っております。

第15条の改正は、第３項中では、第４項を追加するに当たり、「その者の氏名」から「掲示場に掲示すること」までを「公示の方法」に改め、同項後段を削り、改正後では、行政庁は不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を公示の方法によって行うことができると定めます。

追加する第４項では、中ほどの第４項の条文の上から４行目、後ろの公示事項。公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該掲示場に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとするとして、従来の掲示場への掲示のほかに町ホームページ等の映像による公示の方法を可能にするものであります。

また、先ほどの第４項の条文の後に、この場合において、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすと、第３項の後段にあった条文を一部改めて加えております。

この改正により、第16条第１項、第22条第３項、第29条に項ずれや条文の改正による不整合が生じ、これを整えるための改正を行っております。

第19条第２項第５号中の改正は、「後見人」を「成年後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、現在の民法用語と整合を図り、２ページの上から４行目、第30条第１項中の改正は、公用文の基準により「いやしくも」を削ります。

このほか、所要の改正を行っております。

最後に、附則として施行期日は、公布の日からといたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第７　議案第52号

議長（今井英昭君）　日程第７　議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　竹重　和明君　登壇〉

総務課長（竹重和明君）　議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

令和８年度立科町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億2,445万4,000円を追加し、予算の総額を57億9,560万9,000円とするものであります。

第２条地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

本日提出、立科町長。

２ページ、３ページは、第１表の歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

４ページをお願いします。

第２表、地方債補正１変更では、辺地対策事業は、御泉水自然園遊歩道更新工事に補助金の内示があったことから、限度額を230万円減額し、１億1,920万円に変更いたしました。

また、過疎対策事業では、権現の湯高圧受電設備更新工事に係る省エネ・非化石転換補助金は、補助金容量の本年度の変更に伴い、より省エネ性能が高い設備でなければ補助金の対象にならないことが分かり、設備の変更により事業費が大幅に増加するため、検討の結果、補助金を財源としないことを選択し、補助金から過疎対策事業債に財源を変えることから限度額を560万円増額し、１億1,720万円に変更いたしました。

この２つの起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

５ページ、６ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

７ページをお願いします。歳入について説明いたします。

11款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により2,121万9,000円の増額となります。

15款２項２目民生費国庫補助金は、妊婦のための支援給付事業費補助金として、健康管理システム改修に係る13万5,000円の計上。３項２目民生費委託金は、システム改修に係る国民年金事務費委託金27万円の増額であります。

16款２項２目民生費県補助金は、物価高騰に伴い、民生児童委員の年間活動費の単価が改正されたことによる８万7,000円の増額。また、15歳以下の子どもの季節性インフルエンザワクチン接種助成費用が、補助率２分の１で交付され、59万8,000円の計上であります。

８ページ、４農林水産業費県補助金は、農業次世代人材投資事業の新規就農者育成総合対策補助金に係る国の補助制度の見直しによる１名分、15万円の増額。５目商工費県補助金は、御泉水自然園遊歩道更新工事が自然環境整備支援事業補助金の内需を受け、235万7,000円の計上であります。

18款１項３目教育費寄附金は、100万円の寄附に伴う増額。９目民生費寄附金は、200万円の計上で、この２つの寄附金は株式会社小宮山土木様から頂いたものであり

ます。

19款繰入金は、前年度繰越金の確定により、財政調整基金からの繰入れを皆減といたしました。

９ページ、20款繰越金は、前年度繰越金の確定により５億8,874万4,000円を増額し、補正後の額は６億4,874万4,000円となりました。

21款４項１目雑入の１節総務費雑入は、第２表、地方債補正で説明した権現の湯高圧受電設備更新工事に係る省エネ・非化石転換補助金であり、この補助金を財源としないことを選択し、560万円の皆減。２節民生費雑入は、令和７年度分子どものための教育・保育給付交付金の実績による精算交付金９万円の計上であり、過年度の交付金のため雑入として取り扱っております。

４節農林水産業費、雑入は、中山間地域農業直接支払補助金の返還金10万5,000円の計上で、１集落の申出により令和７年度分補助金の一部返還を受けるものであります。

22款町債の補正につきましては、先ほど、第２表、地方債補正で説明いたしましたとおりであります。

続いて、10ページからは歳出になります。

２款１項３目財産管理費の別荘等貸付地管理経費では、工事請負費515万円の計上をいたしました。７月14日の議会全員協議会において、借地権付建物の寄附についてとして報告しましたとおり、昨年12月に南平台別荘地で３区画の土地賃貸借契約の契約者である法人の破産手続が開始され、この法人の破産管財人は建物の現況から売却は困難であり、今後、他の財産の換価を進めても、建物を解体し更地にすることは不可能との判断でありました。このため、町では町有地の適正な管理のため、建物１棟の解体撤去を行うことから、この工事請負費を計上したものであります。

庁舎管理経費では、本年度庁舎東側に増設した職員駐車場と庁舎駐車場を結ぶ取付道路を整備する庁舎改修工事費230万円を計上いたしました。

基金管理経費では、減債基金積立金に3,385万9,000円を増額しました。これは、来年度分以降の臨時財政対策債の償還に係る費用について、本年度の普通交付税において前倒しで交付されるため、減債基金に積み立てて、今後の償還に備えるものであります。また、高齢者福祉基金への積立ては、寄附金を財源に積立金200万円を計上しております。

７項１目コミュニティ施設管理運営費の権現の湯事業経費では、本年１月に凍結し破損した浴室換気用吸気システムの修繕に修繕料956万7,000円の計上、木質バイオマスボイラーの焼却灰の運搬処分費と、焼却灰を土壌改良剤として利用が可能かを確認する灰の成分分析費用を合わせ、委託料32万1,000円を計上しました。

11ページ、３款１項１目社会福祉費は、物価高騰に伴い、民生児童委員の年間活動費の単価が改定されたことによる委員等報酬８万8,000円の増額。２目障害者福祉費

は、令和７年度分の障害者自立支援給付費などの精算による国庫への返還金929万5,000円の計上であります。令和６年度から年度途中の変更申請に制限がかかり、返還金が増加する傾向にあります。

３目福祉医療費の電算委託料11万8,000円の増額は、福祉医療システムの改修に係るもの。４目国民年金費の電算委託料27万1,000円の増額は、国民年金委託事務に係るシステム改修によるものであります。

12ページ、２項３目保育所費は、新たに町外の幼稚園・保育園に通う児童が増えたことによる児童保育委託料339万円の増額と、国庫負担金の精算による返還金６万9,000円の計上であります。

４款１項２目予防費は、義務教育年代までの子どもの季節性インフルエンザワクチン接種費用の助成に、補助金119万7,000円を計上しました。子育て世帯、多子世帯の経済的な負担を軽減し、感染症の予防につなげることを目的に助成を行います。

13ページ、５款１項２目農業総務費は、軽貨物車の公用車を更新する備品購入費154万円の計上であり、更新を予定する現公用車は、平成18年10月に購入し、20年近く使用し、走行距離は９万キロで、本年６月にエンジンに異音があったため、自動車工場で確認したところ、修理が難しいことから更新するものであります。

３目農業振興費は、国の補助制度の見直しに伴う新規就農者育成総合対策補助金１名分15万円の増額。５目都市農村交流費の交流促進センター経費は、ホールの水銀灯照明の一部が点灯せず、また昇降機が経年劣化により故障し、ＬＥＤに換える工事請負費49万8,000円の計上。６目中山間地域振興費は、中山間地域農業直接支払補助金の返還金８万円の計上で、１集落の申出による令和７年度分補助金の一部返還金であります。

14ページ、２項２目林業振興費では、野生鳥獣、主に猿、熊を想定し、被害を防止するため、茂田井区、古町地区、中尾・美上下地区の山間地に存在する柿や栗の放任果樹について、区長と代表者を通じて調査を行ったところ、50本あることが確認され、この放任果樹を伐採する業務委託料165万円を計上しました。

３項１目土地改良事業費は、細谷大池の堤体下側から漏水が確認され、県単緊急農地防災事業により県が工事を発注する予定でありますが、測量設計業務は町村の負担で行うことから業務委託料100万円を計上しました。これに伴い、県単緊急農地防災事業等の特別賦課金が増加することから、負担金３万3,000円を増額いたしました。

15ページ、下段、９款１項２目事務局費は、寄附金を財源として、教育文化振興協会の交付金100万円を増額しました。

16ページ、５項１目社会体育費は、部活動の地域展開に伴い、連携する市町村に対して、当町の生徒に要した費用を支払う公的負担金12万円の計上。また、立科町地域クラブ補助金として、生徒・指導者の保険料及び指導者の資格取得や更新費用等の補助金21万5,000円を計上しました。

12款予備費で、歳入歳出の差額１億5,054万3,000円を調整し、補正後の額を１億6,919万5,000円といたしました。

17ページは、給与費明細書であります。今回は特別職のみとなりますが、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第８　議案第53号

議長（今井英昭君）　日程第８　議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、お願いします。

〈町民課長　荻原　義行君　登壇〉

町民課長（荻原義行君）　議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書１ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に4,380万2,000円を追加し、総額を９億6,615万6,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

２ページは、第１表、歳入歳出予算補正。

３ページは、事項別明細書の総括です。

４ページをご覧ください。

歳入ですが、９款１項繰越金は、前年度繰越金確定に伴い、4,380万2,000円の増額です。

歳出では、５款１項償還金及び還付加算金は、前年度給付費等の精算に伴う国庫等への返還金です。例年この時期に計上をしておりますが、財源は前年度から繰越しをしております。

６款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君）　ここで暫時休憩とします。再開は11時５分からです。

（午前10時56分　休憩）

（午前11時06分　再開）

議長（今井英昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第９　議案第54号～日程第10　議案第55号

議長（今井英昭君）　日程第９　議案第54号　令和７年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について及び日程第10　議案第55号　令和７年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。羽場建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長　羽場　雅敏君　登壇〉

建設環境課長（羽場雅敏君）　議案第54号　令和７年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、提案理由及び趣旨の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和７年度立科町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分することについて議会の議決を求めるとともに、同法第30条第４項の規定に基づき、令和７年度立科町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

本日提出、立科町長。

それでは、令和７年度立科町水道事業会計決算報告書をご覧ください。

初めに、決算報告書の10ページ、令和７年度立科町水道事業報告書をお願いいたします。

水道事業報告の総括事項です。令和７年度においても健全経営を目指し、安全で良質な水道水の安定的な供給を継続していくため、各事業を実施いたしました。

人口の減少等により水の需要は減少傾向にある一方で、配水池等施設の老朽化が進んでおり、更新等に多大な費用が見込まれることから、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

令和７年度では、基幹配水池である温井配水池改築のための詳細設計業務を実施いたしました。また、そのほかにも建設改良事業を実施いたしましたが、概況については13ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

財政状況については、この後の説明の中で申し上げます。

それでは、ページを戻りまして、２ページの令和７年度立科町水道事業決算報告書（税込み）をお願いいたします。

概要説明を申し上げます。なお、一部、非課税と不課税がございます。

収益的収入及び支出ですが、款の決算額を中心に申し上げます。

収入ですが、第１款水道事業収益については、決算額３億1,377万3,725円となりました。第３項の特別利益151万7,910円は、令和６年３月分の東御市旧八重原簡易水道への分水料等です。

支出ですが、第２款水道事業費用については、決算額２億4,313万5,456円となりました。第３項の特別損失14万9,320円は、過年度分の使用料の還付です。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出を申し上げます。第３款資本的収入については、決算額8,180万円となり、全額が企業債です。

続きまして、第４款資本的支出については、決算額１億4,322万9,723円となりました。第１項の建設改良費は１億1,197万4,400円、第２項の企業債償還金は3,125万5,323円です。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,142万9,723円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。棚卸資産の購入限度額は2,000万円であり、決算額は1,262万1,323円となり、うち仮払消費税は114万7,393円です。

４ページをお願いいたします。

損益計算書（税抜き）でございます。中央の合計欄をご覧ください。

営業収益は２億3,590万7,510円、営業費用は２億3,537万2,470円、営業利益は53万5,040円となりました。

次に、営業外収益ですが、5,296万4,028円、営業外費用は180万5,363円となり、経常利益は5,169万3,705円となりました。

特別利益は141万9,295円、特別損失は14万9,786円となり、令和７年度末の純利益は5,296万3,214円となりました。

６ページをお願いいたします。

剰余金計算書（税抜き）でございます。一番下の行が、令和７年度の決算状況となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、７ページの令和７年度立科町水道事業剰余金処分計算書をお願いいたします。

地方公営企業法第32条第２項の規定により、未処分利益剰余金の令和７年度末残高5,296万3,214円のうち、5,200万円を建設改良積立金に、96万3,214円を利益積立金にそれぞれ積み立てることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

８ページ、９ページは、貸借対照表（税抜き）でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページは、水道事業報告における経営指標に関する事項、議会議決事項、職員に関する事項でございますので、ご確認をお願いいたします。

14ページをお願いいたします。業務量でございます。

令和７年度の給水区域内人口は6,675人、有収水量は年間105万9,420立方メートル、有収率は72.09％です。

15ページは、事業収入に関する事項（税抜き）と事業費用に関する事項（税抜き）でございますので、ご確認をお願いいたします。

16ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。令和７年度は、8,180万円を借入れ、3,125万5,323円を償還し、残高は１億4,518万4,534円となっております。一時借入金はございません。

17ページからは、収益費用明細書（税抜き）でございます。

収入、１款水道事業収益１項営業収益の３目他会計負担金529万4,046円は、消火栓の維持管理負担金、下水道事業会計からの料金システムに関する負担金等です。

次に、２項営業外収益２目他会計補助金154万9,000円は、一般会計からの補助金です。４目長期前受金戻入4,669万7,977円は、令和７年度の減価償却見合い分です。６目雑収益322万9,531円は、新規加入者からの分担金27件分等です。

18ページをお願いいたします。

支出、２款水道事業費用１項営業費用の１目原水及び浄水費の15節委託料263万6,780円は水質検査委託料です。26節負担金956万7,250円は代替水に関わる土地改良区への負担金です。２目配水及び給水費の15節委託料523万9,752円は、不断水潜水士清掃点検業務委託料等です。18節修繕費2,647万7,246円は、主に量水器の定期交換や自動検針用送信機の交換費用、給水管等の修繕費用です。

19ページをお願いいたします。

３目受託工事費の25節工事請負費205万円は、消火栓の更新に伴う工事費用です。４目総係費の18節委託料225万2,848円は、主に検針委託料、消費税申告委託料、公営企業会計システム保守委託料等です。

20ページをお願いいたします。

６目資産減耗費の１節固定資産除却費336万2,768円は、配水管等布設替えのほか、量水器の交換です。

21ページをお願いいたします。21ページからは、資本的収支明細書（税抜き）でございます。

収入、３款資本的収入１項企業債8,180万円は、自動水質測定装置の設置及び配水管布設替工事のための起債です。

支出、４款資本的支出１項建設改良費は、主に13ページに記載しております建設改良事業を実施したことに伴うものです。３目営業設備費は、定期交換用の量水器、検針システム送信機等の購入費用です。

22ページは、固定資産明細書（税抜き）、23ページは企業債明細書、24ページはキャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。ご確認をお願いいたします。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決及びお認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号　令和７年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、提案理由及び趣旨の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和７年度立科町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分することについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第４項の規定に基づき、令和７年度立科町下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

本日提出、立科町長。

それでは、令和７年度立科町下水道事業会計決算報告書をご覧ください。

初めに、決算報告書の10ページ、令和７年度立科町下水道事業報告書をお願いいたします。

下水道事業報告の総括事項です。令和７年度においても健全経営を目指し、公衆衛生の向上と水質の保全を継続していくため、各事業を実施いたしました。

人口減少による有収水量の減少が将来的に懸念される中で、施設の老朽化が進んでおり、更新等に多大な費用が必要になることが見込まれることから、今後、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

今後もストックマネジメント計画等を基に適正な更新を行ってまいります。

令和７年度では、立科浄化管理センターに関する工事をはじめとする建設改良事業を実施いたしましたが、概況については、12ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

財政状況については、この後の説明の中で申し上げます。

それでは、ページを戻りまして、２ページの令和７年度立科町下水道事業決算報告書（税込み）をお願いいたします。

概要説明を申し上げます。なお、一部、非課税と不課税がございます。

収益的収入及び支出ですが、款の決算額を中心に申し上げます。

収入ですが、第１款下水道事業収益については、決算額４億6,052万1,499円となりました。第３項の特別利益500万円は、資産の部門間差異を修正した過年度損益修正益です。

支出ですが、第２款下水道事業費用については、決算額４億5,402万214円となりました。第３項の特別損失501万5,440円は、過年度分の使用料の還付と資産の部門間差異を修正した過年度損益修正損です。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出を申し上げます。第３款資本的収入については、決算額４億8,107万9,000円となりました。第１項の企業債は１億8,630万円、第５項の補助金は２億8,637万9,000円、第６項の負担金等は840万円です。

続きまして、第４款資本的支出については、決算額５億303万1,745円となりました。第１項の建設改良費は３億4,782万4,349円、第２項の企業債償還金は１億5,520万7,396円です。資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額2,195万2,745円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

４ページをお願いいたします。

損益計算書（税抜き）でございます。中央の合計欄をご覧ください。営業収益は１億5,307万4,858円、営業費用は４億355万5,851円、営業損失は２億5,048万993円となりました。

次に、営業外収益ですが、２億8,706万2,975円、営業外費用は3,157万8,145円となり、経常利益は500万3,837円となりました。

特別利益は500万円、特別損失は501万4,038円となり、令和７年度末の純利益は498万9,799円となりました。

６ページをお願いいたします。

剰余金計算書（税抜き）でございます。一番下の行が令和７年度の決算状況となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、７ページの令和７年度立科町下水道事業剰余金処分計算書をお願いいたします。

地方公営企業法第32条第２項の規定により、未処分利益剰余金の令和７年度末残高498万9,799円を利益積立金へ積み立てることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

８ページ、９ページは、貸借対照表（税抜き）でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページは、下水道事業報告における経営指標に関する事項、議会議決事項、職員に関する事項でございますので、ご確認をお願いいたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

業務量でございます。令和７年度の排水戸数は2,719戸、有収水量は年間86万6,446立方メートルです。

13ページは、事業収入に関する事項（税抜き）と事業費用に関する事項（税抜き）でございますので、ご確認をお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。令和７年度は１億8,630万円を借り入れ、１億5,520万7,396円を償還し、残高は６億7,232万7,655円となっております。一時借入金はございません。

15ページからは、収益費用明細書（税抜き）でございます。

収入、１款下水道事業収益１項営業収益は使用料が主なものです。次に２項営業外収益２目負担金等１節下水道管理費負担金1,043万9,927円は、川西保健衛生施設組合からの茂田井特定環境保全公共下水道事業維持管理費負担金です。３目他会計補助金3,688万1,165円は、一般会計からの補助金です。６目長期前受金戻入益２億3,747万1,792円は、令和７年度の減価償却見合い分です。９目雑収益167万91円は、主に諏訪湖流域下水道維持管理負担金の返還金です。

16ページ、17ページをお願いいたします。

支出、２款下水道事業費用１項営業費用の１目管渠費の14節委託料868万500円は、マンホールポンプ等の維持管理業務委託料です。

３目処理場費の14節委託料2,961万8,600円は、各処理施設の維持管理業務等委託料です。15節手数料2,581万657円は、主に水質検査、汚泥引き抜き搬入の手数料です。４目流域下水道費の2,072万8,097円は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金です。６目総係費の18節委託料1,346万１円は、主に下水道事業ウォーターＰＰＰ導入計画策定業務委託料、地理情報管理システムデータ移動更新業務委託料です。30節負担金1,281万824円は、主に白樺湖下水道の維持管理費及び料金徴収業務の負担金です。

18ページをお願いいたします。

資本的収支明細書（税抜き）でございます。

収入、３款資本的収入の１項企業債１億8,630万円は、主に立科浄化管理センター耐震工事に関する協定に係る企業債の借入れです。５項補助金１目国庫補助金１億3,957万3,000円は、建設改良事業に係る補助金です。６項負担金等２目分担金840万円は、新規加入者からの分担金14件分です。

支出、４款資本的支出１項建設改良費は、主に12ページに記載しております建設改良事業を実施したことに伴うものです。

19ページは、固定資産明細書（税抜き）、20ページ、21ページは企業債明細書、22ページはキャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。

なお、22ページ一番下の行の資金の期末残高２億8,670万802円につきましては、公営企業会計における決算の締め日である令和８年３月31日時点の残高となっております。

令和８年４月以降に支払いの令和７年度実施事業の未払金分もこの額に含まれておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決及びお認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第11　認定第１号～日程第16　認定第６号

議長（今井英昭君）　日程第11　認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16　認定第６号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの６件を一括議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。櫻井会計管理者、登壇の上、願います。

〈会計管理者　櫻井　千佳君　登壇〉

会計管理者（櫻井千佳君）　認定第１号、認定第６号までについて一括して説明を申し上げます。

認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

決算書の３ページ、４ページの下段、一般会計歳入歳出決算一覧の歳入合計欄をご覧ください。

収入済額62億8,411万3,710円、予算現額に対しての執行率は95.5％、調定額に対する収納率は92.8％です。不納欠損額は164万584円であり、１款の町税及び13款分担金及び負担金に含まれる保育所保育負担金によるものです。収入未済額は４億8,240万5,654円で、主なものは１款の町税によるもの、15款国庫支出金、16款県支出金及び22款町債は繰越し事業によるもの、17款の財産収入に含まれる土地建物貸付収入によるもの、21款の諸収入に含まれる住宅新築資金等貸付金元利収入及び特定空家等行政代執行弁償金などであります。

なお、収入未済額のうち、翌年度となる令和８年度への繰越し事業によるものは、収入未済額全体の71.7％を占めております。

次に、７ページ、８ページの一般会計歳入歳出決算一覧の歳出合計欄をご覧ください。

支出済額55億7,471万1,634円、予算現額に対しての執行率は84.7％です。翌年度となる令和８年度への繰越額４億636万円、不用額５億9,931万5,366円となっております。令和８年度への繰越額については、２款総務費の権現の湯バイオマスボイラー設置事業ほか５事業について、３款民生費の住民税非課税世帯エアコン設置促進事業、５款農林水産業費の農村地域防災減災事業について、６款商工費のたてしな応援商品券配付事業ほか２事業について、７款土木費の橋梁長寿命化修繕事業について、計12事業が令和８年度への繰越分となります。

続いて、９ページをご覧ください。

一般会計の歳入合計62億8,411万3,710円、歳出合計55億7,471万1,634円、歳入歳出差引残額７億940万2,076円でありました。

歳入では、前年度比0.4％の増、歳出については、前年度比0.9％の減となっております。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について主な事項を申し上げます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

１款町税の歳入における構成割合は15％となっており、町税全体の徴収率は、現年度分が98.6％、滞納繰越分は7.1％、合計で92.6％となり、前年度比0.2％の減となりました。

不納欠損処分については、町民税が11件、固定資産税が12件、軽自動車税が３件となっています。

14ページ、15ページをご覧ください。

11款地方交付税の歳入の構成割合は37％であり、前年度比１％の増となり、収入済

額は前年度より4,785万円の増となりました。

16ページ、17ページをご覧ください。

14款使用料及び手数料では、１項５目土木使用料１節公営住宅使用料と、次の18ページ、２節滞納繰越分は町営住宅の使用料で、徴収率は現年度分が97%、滞納繰越分は4.2%、合計で79.2%でした。徴収率の前年度比は、合計で1.7%の減となっています。

18ページ、19ページをご覧ください。

15款国庫支出金の歳入における構成割合は６％で、収入済額は前年度より３万円余の増額であり、前年度と同程度となっています。

次の20ページ、21ページ、２項国庫補助金において、備考欄の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金や、経済対策への対応として創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、23ページまでの事業補助があり、20ページ、21ページの１目総務費国庫補助金、及び22ページ、23ページの５目土木費国庫補助金の収入未済額は、令和８年度への事業繰越しによるものです。

同じく22ページ、23ページをご覧ください。

16款県支出金の歳入における構成割合は４％で、収入済額は前年度より136万円余の減額となっています。

24ページ、25ページの２項２目民生費県補助金、及び26ページ、27ページの４目農林水産業費の県補助金の収入未済額は、令和８年度への事業繰越しによるものです。

続いて、28ページ、29ページをご覧ください。

17款財産収入の１項１目財産貸付収入の主なものは、別荘等貸付普通賃貸料で、徴収率は現年度分が95%、滞納繰越分が3.1%で、全体の徴収率は67.9%でした。徴収率の前年度比は、全体で3.0%の減となっています。

30ページ、31ページの２項財産売払収入は、三葉保育園跡地に整備した西塩沢三葉住宅団地の分譲による収入、町有地の森林整備に係る流木等売払収入や採石の売払収入が主なものです。

18款寄附金は備考欄をご覧ください。

１項１目総務費寄附金のふるさと寄附金では、3,480件のご寄附をいただきました。このふるさと寄附金は、令和６年度のような米不足による米への寄附が殺到しなかったことや、令和７年10月から、ふるさと納税のポータルサイトによるポイント付与が禁止されたこともあり、収入済額は前年度より2,714万500円の減となりました。環境衛生及び除雪寄附金は、白樺高原地区に施設を有する学校法人等からの協力金です。３目教育費寄附金は、教育振興の目的としてご寄附いただきました。９目民生費寄附金は、高齢者福祉の充実を目的としてご寄附をいただきました。この寄附を受け、新たに高齢者福祉基金を設置しました。頂きました寄附金については、寄附者の意向に沿った活動及び事業に有効に活用させていただきます。

19款繰入金は、主に借り入れた地方債への繰上償還として、減債基金から1,415万4,000円、茂田井区が建設した集会所への補助事業へ充当するため、ふるさと活性化基金から2,500万円、令和６年度からの事業で給付型奨学金を支給する立科っ子奨学基金事業へ充当するため、立科っ子奨学基金から903万円、それぞれ基金を取り崩し繰入れしました。

32ページ、33ページの20款繰越金の歳入における構成割合は10％で、前年度より9,580万円余の減となっております。

21款諸収入の３項１目２節住宅新築資金等貸付金元利収入は、令和３年度において住宅改修資金特別会計が廃止され、令和４年度より一般会計にて徴収を行っているものです。

34ページ、35ページの４項１目雑入の収入未済額は、令和８年度への事業繰越しによるものです。

また、36ページ、37ページ中段、２目弁償金の収入未済額は、令和５年度に行った特定空家等行政代執行による所有者弁済分です。

続いて、22款町債の歳入における構成割合は９％で、前年度より1,250万円の減となっておりますが、主なものとして、１目総務債は、過疎対策事業債により、令和４年度に整備しました、たてしなびのタブレット端末の通信費用、保守管理業務や地域情報通信設備更新事業、また、たてしなスマイル交通の一部デマンド化を行うため、たてしなびデマンド予約システム構築業務委託事業を実施し、４目商工債は、辺地対策事業債により、遊歩道の改修や蓼科園地に看板を設置し、観光施設の整備を実施しました。

５目土木債は、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債等により、町道の環境整備、橋梁の長寿命化修繕工事、移住・定住促進住宅の建築工事等を実施しました。７目消防債は、県が配備している長野県防災行政無線システムの設備更新工事の負担金を支出し、その負担金の財源として緊急防災減災事業債を活用しました。これら多くの事業実施のため、借入れを行ったものです。

なお、１目総務債と５目土木債の収入未済額は、令和８年度への事業繰越しによるものです。

次に、歳出について主なものを説明申し上げます。

なお、別冊の立科町一般会計主要施策の実績報告書には、歳入と歳出の目的別構成割合を掲載しております。併せて歳出の主な事業ごとの実績及び成果も掲載しておりますので、ご参照ください。

40ページ、41ページをご覧ください。

歳出の節の金額は、備考欄の二重丸の印で表す各事業経費の節の金額を合計したものとなっておりますので、ご留意ください。

１款議会費、支出済額6,595万9,052円、報酬等人件費が主であります。

次の42ページ、43ページ、２款総務費、支出済額は12億7,823万3,487円です。翌年度となる令和８年度への繰越額については、１項総務管理費で、庁舎駐車場増設事業ほか２事業と、３項戸籍住民基本台帳費で、戸籍附票システム標準化共通化対応であるデジタル基盤改革支援補助事業ほか１事業、及び７項コミュニティ費で権現の湯バイオマスボイラー設置事業に関するものであります。

１項総務管理費１目一般管理費の備考欄、二重丸、一般管理費では、次の45ページ下段、18負担金、補助及び交付金のうち、011負担金は、デジタル活用推進事業債を活用し、長野県自治振興組合へ支出した文書管理電子決済システム共同調達事業負担金が主なものです。令和４年度から全庁的なＤＸ推進の取組を進める中で、令和８年度の文書管理電子決済システム稼働に向け、令和６年度に策定した文書管理の電子運用基本方針に基づき、令和７年度はシステムの導入作業を行いました。令和７年度は、立科町合併70周年の節目の年を迎えました。立科町体育センターにおいて、立科町合併70周年記念式典及び記念講演会を開催した事業経費も、この一般管理経費に含まれております。

51ページをご覧ください。

３目財産管理費の備考欄、二重丸、財産管理経費、事故繰越しの220万円は、蓼科樽ヶ沢温泉長期揚湯試験委託業務の経費です。立科町温泉条例に基づき、温泉の採取及び供給を許可しておりますが、湧出量の低下が継続したことに長期揚湯試験において揚湯量を調整しながら水位の変動を長期的に確認するため、２年にわたる試験を実施し、令和６年度繰越し事業が完了しました。

下段、備考欄、二重丸、庁舎管理経費の10需用費のうち、061修繕料では、庁舎入り口スロープ及び外壁について、経年劣化による損傷により改修工事を行い、来庁舎の安全確保と庁舎の長寿命化を実施しました。

54ページ、55ページ中段、５目企画費の備考欄、二重丸、企画一般経費、12委託料は、中央公民館周辺施設整備における基本方針を策定する支援を委託した経費です。

下段、二重丸、広報経費の次の57ページ、12委託料のうち、001委託料は、立科町合併70周年記念である町勢要覧作成の経費であり、令和６年度から写真撮影や取材等を行い、素材の制作を実施してきました。004保守管理託料は、町のホームページの利便性向上のため、令和５年度に導入したＡＩチャットボットサービス運用とホームページ等の保守に対する経費が主なものです。

下段にある二重丸、移住・定住推進経費の次の59ページ上段、18負担金、補助金及び交付金のうち021補助金は、ＵＩＪターン促進事業新築住宅補助金ほか、移住定住を促進するための各種補助金の支出となります。

同じく59ページ下段の二重丸、テレワーク推進事業経費は、立科町の社会福祉型テレワーク事業を推進するための経費であり、次の61ページ、23投資及び出資金は、令和７年４月に設立した一般社団法人立科町振興公社への出資金の支出となります。な

お、令和７年度の受注額は、法人設立前からの過去最高額となる3,600万円でした。

60ページ、61ページの中段の８目情報化推進費の備考欄、二重丸、地域情報経費の11役務費は、たてしなびのタブレット端末の通信回線費用であり、12委託料は、このたてしなびの運用保守管理業務と、新たに令和７年10月から、たてしなスマイル交通の一部デマンド化を行い、その乗車予約システムをたてしなびに構築した予約システム導入経費と運用保守管理業務の委託料が主なものです。

次の62ページ、63ページの９目ふるさと寄附金事業費は、当町の充当財源としての寄附を募るための事業経費です。07報償費は、寄附者への返礼品代であり、12委託料は、ポータルサイト内の画像改修と広告業務の委託を行い、継続して広告、宣伝の強化とポータルサイトの拡充を図りました。

64ページ、65ページの中段、12目定額減税不足額給付金給付事業費は、１人当たり４万円を控除する令和６年分所得税と定額減税の実績額等が確定した後、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた対象者へ不足額給付金として給付する事業経費です。

70ページから73ページは選挙費になります。

６目参議院議員選挙費は令和７年７月20日投開票、及び７目衆議院議員選挙費は令和８年２月８日投開票の選挙執行に係る経費です。令和７年度からこれまでの投票状況や区長会、部落長会からの投票管理者、立会人の負担軽減への要望を踏まえ、全投票所で今までより投票時間を１時間短縮しました。なお、この２つの選挙執行における投票率は、共に前回の結果を上回る投票率であり、投票時間の短縮による影響は見られませんでした。

74ページ、75ページ下段、７項コミュニティ費の備考欄、二重丸、権現の湯事業経費は、次の77ページ、12委託料のうち020設計監理・測量委託料は、木質バイオマスボイラー設計監理業務の支出であり、14工事請負費は、この木質バイオマスボイラー設置事業の工事前払金と継続的な源泉の安定供給のため、源泉水中モーターポンプ１台を更新しました。なお、木質バイオマスボイラー設置事業は、年度内の事業完了が困難となり、令和８年度へ繰越しとなりました。

78ページ、79ページ下段をご覧ください。

３款民生費、支出済額11億5,830万2,100……。

議長（今井英昭君）　櫻井会計管理者、休憩を取りますので、説明を中断し、自席にお戻りください。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後１時30分からです。

（午前11時56分　休憩）

（午後１時30分　再開）

議長（今井英昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

櫻井会計管理者、登壇の上、願います。

〈会計管理者　櫻井　千佳君　登壇〉

会計管理者（櫻井千佳君）　引き続きお願いします。

78ページ、79ページからお願いいたします。下段をご覧ください。

３款民生費、支出済額11億5,830万2,133円です。翌年度となる令和８年度への繰越額については、１項社会福祉費で住民税非課税世帯エアコン設置促進事業に関するものであります。

２枚おめくりいただき、82ページ、83ページ、１項社会福祉費の２目障害福祉費と、84ページ、85ページ、３目福祉医療費は、各種支援事業等の執行経費であり、５目臨時特別支援事業費は、物価高騰の負担増を受け、特に家計への影響が大きいとされる低所得世帯に対し支給した各種給付金の経費となります。

福祉医療費事業では、町独自の子育て支援策の一環として、令和７年８月から町内に住所を有する18歳未満の乳幼児・児童の医療機関等の窓口での自己負担金を撤廃し、医療費の完全無料を実施しました。

86ページ、87ページ、２項児童福祉費１目児童福祉総務費の備考欄、二重丸、児童福祉関係経費では、19扶助費は児童手当を支給した経費です。令和６年10月からは、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間延長、第３子以降の加算額の拡充を行い、令和７年度児童手当支給額は、前年度比23.6％増となり、子育て世帯への支援の充実が図られました。

その下、二重丸、長野県子育て世帯生活支援特別給付事業経費は、物価高騰の影響が大きいとされる低所得世帯への支給に合わせ、18歳以下の児童を扶養している世帯へ児童１人当たり２万円を加算して支給した経費です。

また、二重丸、物価高対応子育て応援手当支給経費の18負担金、補助金及び交付金は、子育て世帯への支援として、児童１人当たり２万円を対象児童756人の児童手当受給者に給付しました。

88ページ、89ページの２目子育て支援費の備考欄、二重丸、児童館事業経費は、児童館の管理運営に要した経費です。令和７年度の児童館来館者数は１万7,763人であり、放課後児童の支援や子育て支援の拠点施設として大きな役割を果たしております。

91ページ上段、二重丸、子育て支援事業経費の19扶助費、001出産祝金は、子どもを産み育てやすい環境をつくり、町の人口増加と定住促進を目的として令和４年度から継続して事業を実施しました。令和７年度は20人の出生時の保護者に対し、祝金を給付したものです。その下の002妊婦のための支援給付金は、妊娠１回につき５万円を20名に給付し、出産時に出生時１人につき５万円を24名に給付しました。また、令

和７年度は、８年度の事業開始に向け、新たに家事や子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭や妊産婦等の家庭を訪問し、家事や子育ての支援を行う子育て世帯訪問支援事業の実施体制を整備しました。

同じく91ページ下段から97ページは、保育園の運営費です。保護者の負担軽減と子育て支援の一環として、使用済みおむつの持ち帰りを廃止し、３歳以上の園児の副食費の無償化について、令和４年度から継続して実施しています。また、町外の保育園・幼稚園に通う園児の保護者に対しても、副食費無償化相当分の補助金を交付しました。令和８年３月末の園児数は160人で前年度と同数でした。通常保育のほかに働く保護者の多様なニーズに対応した支援として、早朝延長保育、一時保育、土曜・日曜保育を継続して実施しています。

95ページ中段、14工事請負費は、近年の酷暑対策として、遊戯室にエアコン４台を設置した工事及び職員更衣室増築工事の支出であり、遊びの場と働く環境の整備を図りました。

96ページ、97ページ中段、３項高齢者福祉費１目高齢者福祉総務費の備考欄、二重丸、高齢者福祉一般経費の次の99ページ上段、19扶助費は、主に養護老人ホーム佐久良荘の措置費となります。また、この二重丸、高齢者福祉一般経費には、健康寿命を延ばすことを目的とした介護予防ドクター事業の経費も含まれております。令和６年11月から寝たきりゼロの町を目指し、立科町株式会社マイクロストーン、蓼科高等学校との産官学共同事業として転倒予防のための歩行ケアセミナーを開催し、継続的な生活改善や運動習慣への取組につなげています。

101ページ上段、２目高齢者福祉事業費の備考欄、二重丸、高齢者共同住宅事業経費は、高齢者生活支援共同住宅あんしんの施設管理運営費です。共同住宅あんしんの照明器具をＬＥＤへ更新する工事を実施しました。

104ページ、105ページをご覧ください。

４款衛生費、支出済額３億3,006万8,840円です。１項保健衛生費１目保健衛生総務費の次の107ページ、備考欄、二重丸、地域医療対策事業経費の18負担金、補助金及び交付金のうち013川西保健衛生施設組合負担金は、川西赤十字病院の病院運営費負担金であり、継続した支援を実施しております。

106ページ下段から109ページの２目予防費と３目母子保健費は、各種健診事業、予防接種事業及び母子保健事業に要した費用です。

４目環境衛生費では、備考欄、二重丸、環境衛生一般経費の次の111ページ上段、12委託料は、高さ４メートルを超える屋外広告物について、３年ごとの定期点検が義務づけられており、町有の対象屋外広告物18か所の点検を実施した支出となります。なお、点検結果により、劣化・損傷等による倒壊や落下等のおそれがあると判定された広告物については、撤去を行いました。

備考欄、二重丸、動物愛護管理推進事業経費の18負担金、補助及び交付金は、猫繁

殖制限手術費補助金92件の支出であり、令和５年度から継続して実施しています。

同じく備考欄、二重丸、地球温暖化防止経費の18負担金、補助及び交付金は、住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金17件と、太陽光発電システム設置、定置型蓄電システム設置等への補助金19件の支出です。

次の112ページから115ページの２項清掃費は、川西保健衛生施設組合負担金と、佐久市・北佐久郡環境施設組合負担金が主な支出ですが、115ページの上段、備考欄、二重丸、ごみ減量化推進事業経費の18負担金、補助及び交付金は、事業者や家庭から排出される生ごみの自己処理を促進するため、生ごみ処理機の購入費用に対する補助金を交付し、可燃ごみの減量化に努めています。

114ページ、115ページの下段、５款農林水産業費は、支出済額３億2,013万3,045円です。翌年度となる令和８年度への繰越額については、３項土地改良費で農村地域防災減災事業に関するものであります。

119ページをご覧ください。

１項農業費３目農業振興費では、備考欄、二重丸、農業振興経費の18負担金、補助及び交付金のうち021補助金は、立科町農業振興公社への補助金のほか、果樹における難病の一種であるりんご腐らん病の拡大防止を目的とした感染樹の伐採・抜根処分の経費に対する果樹難病対策特別補助金や、遊休荒廃農地の発生防止と解消を図り、立科産そばの栽培振興を目的としたそば栽培振興事業補助金や、新品目・新技術実証試験補助金など、各種の補助支援を継続的に行いました。

令和７年度では、地方創生臨時交付金を活用し、新たに飼料価格高騰支援事業補助金と水稲採種栽培支援事業補助金の２事業を創設し、飼料や農薬費及び肥料等の価格高騰に影響を受ける、畜産・水産養殖業及び水稲採種栽培農家の営農継続を目的に補助支援を実施しました。

次の120ページ、121ページの５目都市農村交流費では、備考欄、二重丸、交流促進センター経費の14工事請負費は、交流促進センターの調理室のエアコンが故障し、更新した工事費用です。交流促進センターでは、年間2,000人を超える体験利用があり、近年の酷暑対策を講じることで、利用者の利便性及び健康衛生面での安全性の向上につなげました。

２枚おめくりいただき、124ページ、125ページの中段、２項林業費２目林業振興費は、松くい虫防除対策の伐倒くん蒸処理が主な事業ですが、観光地の景観整備事業として、御泉水自然園の樹木39本の景観伐採を行い、環境整備に努めました。

３目森林造成事業費は、信州の森林づくり事業により町有林の整備を行いました。

４目林道維持費の備考欄、二重丸、林道管理経費（繰越明許）は、令和６年度事業の緊急自然災害防止対策事業の林道西の沢線改良工事が天候等の影響で遅延し、工事期間が２年にわたるため、令和７年度に繰越しとなりましたが、事業が完了しました。

次の126ページ、127ページの３項土地改良費では、五輪久保牛鹿地区のかん水施設

の老朽化に伴い、ポンプ等を更新する農業水路等長寿命化防災減災事業を実施し、施設の長寿命化を図りました。なお、農村地域防災減災事業は、防災重点農業用ため池緊急整備事業として令和７年度中の着手により補助対象となる関係で、令和８年度へ繰越しとなりました。

同じく126ページ、127ページの下段をご覧ください。

６款商工費、支出済額５億268万9,297円です。翌年度となる令和８年度への繰越額については、１項商工費で、たてしな応援商品券配付事業ほか１事業と、２項観光費でＧｏＴｏ信州立科町レイクリゾート満喫クーポン事業に関するものであります。

次の129ページの中段、１項商工費２目商工振興費の18負担金、補助及び交付金は、商工会への例年の補助金のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、物価高騰の影響を受ける町民の経済的支援と町内商工業者の支援対策を実施し、１人当たり5,000円分のたてしな応援商品券配付事業への補助が主なものであります。なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民１人当たり１万3,000円分のたてしな応援商品券配付事業は、令和８年度へ繰越しとなりました。

３目地域交通対策費は、住民や観光客等の移動手段の確保に向けた地域公共交通対策の経費です。町内のたてしなスマイル交通事業を立科町地域公共交通活性化協議会で運営するための補助金の支出が主なものですが、中仙道線の佐久方面及び大屋方面、そして丸子線について、町外への移動手段を確保するため、廃止路線代替運行と委託運行費用の補助金の支出があります。なお、スマイル交通更新事業は、マイクロバスの年度内の納車が困難であるため、令和８年度へ繰越しとなりました。

132ページ、133ページの２項観光費２目観光振興費は、観光の誘客宣伝対策への経費です。誘客宣伝業務については、信州たてしな観光協会へ業務を一括委託しており、その業務委託料や観光協会への補助金の支出が主なものですが、令和７年度では、ＧＰＳデータを活用したマーケティング調査を実施しました。また、誘客宣伝では、各協議会と連携し、広域での取組を行っております。なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したＧｏＴｏ信州立科町レイクリゾート満喫クーポン事業は、令和８年度へ繰越しとなりました。

３目観光施設費では、備考欄、二重丸、観光施設管理経費の12委託料は、女神湖体育館や蓼科園地・蓼科野外音楽ホール、白樺高原地域の公衆トイレ等の観光施設各所の維持管理や、冬季間の白樺高原地域の除雪作業、県道40号線沿い等の下草刈りなど、景観整備を行ったものです。また、公共施設予約管理システムを導入し、利用客の利便性の向上を図りました。

135ページ上段の二重丸、辺地対策観光施設整備事業経費では、蓼科園地に看板設置や、御泉水自然園、白樺湖親水公園、女神湖湿地帯の遊歩道の整備を継続して実施し、観光施設の維持管理に努めました。

134ページ、135ページの下段をご覧ください。

７款土木費、支出済額９億1,709万2,088円です。翌年度となる令和８年度への繰越額については、２項道路橋梁費で橋梁長寿命化修繕事業に関するものであります。

136ページ、137ページの下段、２項道路橋梁費１目道路維持費では、備考欄、二重丸、道路維持管理経費の10需用費のうち、次の139ページ、061修繕料は、地元からの要望を中心に87か所の小規模修繕工事を行い、14工事請負費では、町道竹熊線ほか15路線の舗装修繕工事及び側溝整備工事等を実施しました。

２目道路新設改良舗装費の18負担金、補助及び交付金は、区や部落が主体となって実施する道路舗装及び維持修繕の工事費用に対する補助であり、令和７年度は３地区へ補助金の交付を行いました。また、令和６年度事業で事業内容の精査に時間を要したため、令和７年度へ繰越しとなっていた町道外倉峰線の道路改良工事が完了しました。

３目交通安全施設整備費では、観光地内に位置する町道夢の平線のガードレール及びセンターライン等の整備など、交通への安全確保を図った工事が主なものです。

次の140ページ、141ページの５目国庫補助道路整備事業費は、橋梁長寿命化修繕工事の測量設計業務委託料等工事請負費が主なものです。令和６年度事業で、令和７年度へ繰越しとなった６橋の修繕工事が完了しました。なお、令和７年度事業では、４橋の橋梁について修繕工事を発注しましたが、追加工事等が生じたことから、令和８年度へ繰越しとなりました。また、令和７年度は、５年周期とする町内66橋の法定点検を実施し、新たに６橋について修繕が必要と確認されました。この結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画の改定業務を行いました。令和９年度より修繕設計及び工事を進めていく予定です。

次の142ページ、143ページの４項住宅費２目住宅安全対策費の備考欄、中段、二重丸、空家対策事業経費は、令和６年度から新たに実施した立科町老朽危険空き家除却支援事業に係るものです。老朽化し、危険な空き家の解体及び撤去を行う所有者に対して、その費用の一部を補助しました。令和７年度では補助金を２件交付するとともに、この事業に係る事前調査を実施し、安全・安心な暮らしの確保と景観の向上を図りました。

３目町営住宅建設事業費は、過疎対策事業債を活用し、町の過疎化の抑制と地域経済の活性化を推進し、都市部からの移住や町内での定住を促進するため、令和５年度から町営住宅建設事業に着手してきました。そして、特色でもある町産カラマツ材をふんだんに活用した移住・定住促進住宅10棟の建設が、３か年をかけて全てが完了し、令和８年３月竣工となりました。令和７年度は、この建設事業と並行して住宅の条例等を制定し、令和８年４月の入居開始に向け、応募者29名から町の将来を担う新規就農者、町内企業勤務者、ＵＩＪターン希望者等を選考し、10世帯が入居しております。

次の144ページ、145ページをご覧ください。

８款消防費、支出済額は１億9,098万7,343円です。１項消防費１目非常備消防費の

消防団員報酬は、団員267人の報酬です。消防団員出動報酬は25回の災害出動に対する1,344人の報酬です。令和７年度は、火災等が多発し、消防団員の出動が増加しましたので、出動報酬も前年度より207万2,000円の増額となりました。

146ページ、147ページの４目防災費では、消火栓の更新や全国瞬時警報システムであるＪアラート受信機について、性能が向上した新型へ移行するための新型Ｊアラート受信機の更新等、非常時への備えとしての整備を行い、防災減災への充実を図りました。また、県が配備している長野県防災行政無線システム設備更新工事については、老朽化と利便性向上のため、全県において整備が実施され、更新費用として県に負担金として支出しました。防災費では、防犯対策に対する経費の支出もあり、令和７年度の新規事業として防犯対策補助金を創設し、補助金16件を交付し、防犯意識の高揚と安全で安心なまちづくり推進に努めました。

148ページ、149ページの９款教育費、支出済額は４億8,731万8,502円です。

151ページの備考欄をご覧ください。

二重丸、教育振興経費の10需用費には、小中学校入学支援事業として、令和８年度に立科小中学校へ入学する児童生徒68人に、通学用かばんを現物支給した経費も含まれております。

次の153ページ上段の18負担金、補助及び交付金は、地域高校育成補助金のほか、小中学生の検定料助成金として、英語検定と漢字検定、数学・算数検定の助成金や小中学校への補助金、ポプラアカデミーの運営費となる教育文化振興協議会への交付金などが主なものです。

下段の二重丸、立科町立科っ子応援事業経費は、令和６年度から実施した事業であり、就学意欲が高く、将来立科町の発展に貢献しようとする意志のある22人の学生に対し、給付型奨学金を支給した経費です。

154ページから165ページまでの２項小学校費、３項中学校費では、159ページの二重丸、小学校施設経費では、校内インターホン設備更新工事や、給食調理員休憩室のエアコン更新工事等を実施し、施設の安全管理と労働環境の整備を図りました。

163ページの二重丸、中学校施設経費では、防犯カメラ設置工事や地下タンクの内面ライニング工事を実施し、石油暖房機及び学校給食に必要な食器消毒保管機や検食用冷凍庫の更新をするなど、防犯体制の強化と衛生環境の整備を図りました。小学校費及び中学校費では、令和４年11月から児童生徒の学校給食費を無償化しており、令和７年度も継続して事業を実施しました。なお、給食費の無償化は、町外の小中学校へ通う児童生徒の保護者に対しても、学校給食費無償化相当分の補助金を交付し、町内全ての小中学校に通う保護者の負担軽減を図りました。

166ページ、167ページの４項社会教育費２目公民館費では、次の169ページ、18負担金、補助及び交付金のうち、021補助金及び031交付金は、茂田井区が建設した集会所への補助事業を含む補助金交付要綱に基づく集会所改修等補助金の12件、及び33分

館へ交付した分館育成補助金や地区活動推進交付金の支出となります。３目青少年育成費では、青少年交流センターの多目的ホールにエアコン設置工事を実施しました。

次の170ページ、171ページの５目文化財保護費では、備考欄、中段の12委託料は、令和５年度から５年計画で実施する、町が所蔵している文化財の保存管理状況を把握し、公開に向けた措置を整理するための所蔵資料整理業務の委託経費です。３年目となる令和７年度は、前年度から実施していた心かよう館の土器整理が完了し、民族資料ふるさと交流館の美術工芸品に着手しました。

次の172ページ、173ページ、５項社会体育費２目体育施設費は、権現山運動公園一帯の施設管理に要する経費の支出であります。令和７年度は、体育センター正面玄関の床修繕工事や、事務室のエアコン設置工事を実施しました。屋内運動場では、児童館に来館する放課後児童が分散して利用するため、エアコン設置工事を実施し、多目的グラウンドでは、照明設備が落雷により破損したことに伴い、避雷器を設置した照明制御盤修繕工事を実施するなど、各施設の長寿命化を図り、利用者の利便性と安全な環境の整備に努めました。

次の174ページ、175ページ、６項施設管理費２目史跡公園管理費では、松並木保存管理計画に沿った事業を継続的に行うとともに、松の生育に有害な害虫である松くい虫及びカイガラムシの防除薬剤散布を実施し、管理を行っています。

176ページ、177ページをご覧ください。

10款災害復旧費、支出済額は261万9,000円です。主に赤沼ため池排水路復旧工事を行ったほか、３か所の排水路修繕工事等を実施しました。

178ページ、179ページをご覧ください。

11款公債費の支出済額は３億2,130万8,847円、その下12款予備費については、支出はありませんでした。

次に180ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額62億8,411万3,710円、歳出総額55億7,471万1,634円、歳入歳出差引額７億940万2,076円、翌年度へ繰越しすべき財源（２）繰越明許費繰越額6,065万8,000円、実質収支額６億4,874万4,076円をもって決算を終了いたしました。

続いて、公有財産の関係ですが、181ページをご覧ください。

土地の移動については、役場庁舎駐車場増設に伴う用地の取得等々、西塩沢三葉団地分譲によるものであり、建物については、移住・定住促進住宅建設によるものです。

続いて、182ページには、山林有価証券出資による権利、物品が記載されております。

183ページは、基金の状況について、表にまとめてありますのでご覧ください。

184ページは、地方消費税引上げ分に係る地方消費税交付金の社会保障経費への財源配分を示したものです。

以上、一般会計の歳入歳出決算について説明申し上げました。ご審議の上、お認め

いただきますようお願い申し上げます。

認定第２号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

最初に概要についてですが、令和７年度における国民健康保険の加入世帯は、年間平均で963世帯、全世帯の33.4％、被保険者数は1,487人で、町の人口の22.7％を占めています。前年度比は、被保険者数で87人の減です。

歳入では、国保税の令和７年度現年度分の調定額は、令和６年度より1,940万円余の増となり、１世帯当たりの保険税は２万5,797円増額し、16万5,806円となりました。

歳出では、保険給付費が令和６年度より2,154万円余の減となり、また一般被保険者の１人当たりの医療費は、令和６年度より１万3,264円減額し、39万3,378円となりました。

それでは、５ページをご覧ください。

歳入合計７億4,003万2,271円、歳出合計７億3,020万451円、歳入歳出差引残額983万1,820円でありました。

６ページ、７ページをご覧ください。事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

１款国民健康保険税、収入済額１億5,479万600円、全体の徴収率は85.5％で、前年度比0.1％の減となりました。不納欠損は２件です。

３款県支出金、収入済額５億964万1,072円、歳入における構成比は68.9％です。

８ページ、９ページの５款繰入金１項１目一般会計繰入金は、国保事業に対する町の定率負担分と町単独事業分への繰入れ、国保税軽減措置に係る国、県、町負担分の繰入れです。

次の10ページ、11ページ、８款国庫支出金の２項３目その他補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の前年度繰越分です。

７目子ども・子育て支援事業補助金は、令和８年度より開始されました子ども・子育て支援納付金に係るシステム改修に伴う補助金となります。

12ページ、13ページをご覧ください。続いて、歳出について主なものを説明いたします。

１款総務費の備考欄、二重丸、一般管理経費の18の011負担金は、長野県市町村共同利用システムの利用負担金が主なものです。

２款保険給付費は、前年度より2,154万円余り減額となっています。

14ページ、15ページの４項出産育児諸費の該当件数は１件、５項葬祭費の該当件数は５件であり、給付を行いました。

３款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金です。

16ページ、17ページの４款保健事業費１項１目備考欄の二重丸、特定健康診査等事業経費の、次の19ページ、12委託料は、特定健診受診に係る国保連合会等への支出と、

未受診者対策や服薬情報通知等の業務委託が主なものであり、令和７年度の特定健診受診者は386人でした。

その下、２項１目保健衛生普及費の18の021補助金は、全額が人間ドック受診者への補助金で、受診者は126人でした。

次に、22ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額７億4,003万2,271円、歳出総額７億3,020万451円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の983万1,820円をもって決算を終了いたしました。

国保支払準備基金は、利子分のほか1,900万円の追加積立てを行い、決算年度末で１億1,364万4,632円の現在高となりました。

23ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第３号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

本会計については、医療保険者である長野県後期高齢者医療広域連合で賦課した保険料額について、町で徴収を行い、徴収した保険料を広域連合に納付する形を取っているため、歳入については、主に徴収した保険料であり、歳出については、徴収した保険料納付金が主なものです。令和７年度における75歳以上の被保険者数の年間平均は1,481人で、前年度より35人増加しました。被保険者１人当たりの医療費は、88万981円ですが、前年度に比べて2,668円減少しました。

３ページをご覧ください。

歳入合計１億2,046万3,186円、歳出合計１億2,020万435円、歳入歳出差引残額26万2,751円です。

４ページ、５ページをご覧ください。

事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

１款後期高齢者医療保険料、収入済額9,169万1,300円、収入未済額29万3,800円で、徴収率は99.4％、前年度比0.4％の増となっています。不納欠損は１件です。

３款繰入金１項２目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財源として、広域連合に納付するための県と町の負担分です。

次に、歳出ですが、８ページ、９ページをご覧ください。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険料軽減に係る保険基盤安定負担金を広域連合に納付したものです。

次に、10ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額１億2,046万3,186円、歳出総額１億2,020万435円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の26万2,751円をもって、決算を終了いたしました。

次の11ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第４号　令和７年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

令和７年度における介護保険の被保険者数は、令和８年３月末で2,579人、認定者数は令和６年度より13人増加して387人です。認定者数の内訳は、要支援が84人、要介護１から２が135人、要介護３から５が168人です。認定者数の増加は、要支援と要介護１から２の認定者で増加しており、介護度が重くなると介護サービスの利用も増加傾向になります。継続して介護予防教室や介護予防ドクター事業等を実施し、介護予防に努めております。

それでは決算書の５ページをご覧ください。

歳入合計９億5,409万2,240円、歳出合計９億975万9,698円、歳入歳出差引残額4,433万2,542円でありました。

６ページ、７ページをご覧ください。事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

１款保険料、収入済額１億9,851万2,000円、収入未済額1,024万5,700円、徴収率が95％で、令和６年度と同水準での徴収率で推移しています。不納欠損は１件です。

４款国庫支出金のうち、１項国庫負担金は、介護給付費負担金で、２項国庫補助金の１目調整交付金は、介護給付費分と総合事業分による交付金、２目地域支援事業交付金（総合事業分）は、主に介護予防事業分で、３目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）は、包括的支援事業及び任意事業のほか、生活支援体制整備事業などの交付金となっています。

８ページ、９ページの８目介護保険保険者努力支援交付金は、予防健康づくりの取組を増加させる保険者に対して交付されるものです。

５款支払基金交付金は、40歳から64歳の２号被保険者の保険料になります。

10ページ、11ページの８款繰入金は、介護給付費や保険料軽減分のほか、地域支援事業などの町の負担分を一般会計から繰り入れたものです。

12ページ、13ページの10款諸収入の３項地域支援事業利用者負担金は、配食サービスの利用者に係る個人負担分です。

14ページ、15ページをご覧ください。続いて、歳出について主なものを申し上げます。

１款総務費３項介護認定審査会費２目認定調査費の備考欄、11役務費のうち、021手数料は、介護認定に係る主治医の意見書の作成手数料です。

16ページ、17ページの２款保険給付費、支出済額は７億8,123万5,255円で、令和６年度より1,390万円余の増加となりました。主に、介護老人福祉施設に係る施設サービス費が増加しましたが、その一方で主に地域密着型サービスに係る通所介護

サービス費が減少しました。

１項１目介護サービス費等給付費は、要介護１以上の方の居宅介護、施設介護に係るサービス給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

２項１目介護予防サービス等給付費は、要支援１から２の方の居宅予防サービス給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

４項１目高額介護サービス費は、負担限度額の上限を超えた分の給付費です。

５項１目特定入所者介護サービス費は、施設入所者に係る食事代等減額措置に対する給付費負担金です。

18ページ、19ページの３款地域支援事業費１項２目任意事業費の備考欄、12委託料は、独り暮らしの高齢者などへの支援、配食サービス等に係る委託料が主なものです。

22ページ、23ページの２項１目介護予防生活支援サービス事業費の18負担金、補助及び交付金、011負担金は、要支援者等の訪問通所サービスの給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

５款諸支出金は、１項、次の24ページ、25ページに入りまして、２目償還金は令和６年度の介護給付費負担金交付金及び地域支援事業交付金等の確定による返還金です。

次に26ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額９億5,409万2,240円、歳出総額９億975万9,698円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の4,433万2,542円をもって、決算を終了いたしました。

介護保険支払準備基金は、利子分のほか、2,000万円の追加積立てを行い、決算年度末で１億8,472万2,687円の現在高となりました。

27ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第５号　令和７年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

３ページをご覧ください。

歳入合計２億3,854万7,733円、歳出合計２億3,106万7,507円、歳入歳出差引残額748万226円です。

４ページ、５ページの事項別明細書の歳入をご覧ください。

２款繰入金は、辺地対策債の元利償還金等を一般会計から繰り入れたものです。

４款諸収入は、指定管理者からの納付金が主な収入です。

５款町債は、リフト整備事業など実施のための辺地対策事業債です。なお、収入未済額は令和８年度への事業繰越しによるものです。

６ページ、７ページの歳出をご覧ください。

１款索道事業費１項１目リフト事業費の備考欄、10需用費は、白樺高原国際スキー場等におけるリフト等の設備の異常、不具合による修繕工事に対しての修繕料であり、

12委託料は、辺地対策事業債を活用した、しらかば２in１スキー場上管理棟トイレ改修工事の設計監理業務が主なものです。

13使用料及び賃借料では、001使用料は、町に支払ったスキー場等の土地使用料です。

14工事請負費は、辺地対策事業債を活用したリフト整備工事、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業によるしらかば２in１スキー場上管理棟トイレ改修工事、各スキー場の人工降雪機整備工事のほか、単独事業としてのリフト整備工事や、しらかば２in１スキー場排水路・進入路整備工事を実施しました。なお、辺地対策事業債を活用するスキー場大規模整備事業については、工事実施に係る仕様書作成に期間を要するため、令和８年度へ繰越しとなりました。

２目自然園事業費の備考欄、使用料は、敷地の使用料を町に支払ったものです。

８ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額２億3,854万7,733円、歳出総額２億3,106万7,507円、歳入歳出差引額748万226円、翌年度へ繰越しすべき財源（２）繰越明許費繰越額690万円、実質収支額58万226円をもって、決算を終了いたしました。

次の９ページは、財産に関する調書で、10ページは主要施策の成果等になります。それぞれご確認をお願いいたします。

以上、索道事業特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

認定第６号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

３ページをご覧ください。

歳入合計7,400万8,150円、歳出合計7,299万6,029円、歳入歳出差引残額101万2,121円です。

４ページ、５ページの事項別明細書の歳入をご覧ください。

２款使用料及び手数料１項使用料の収入済額は3,985万9,690円、収入未済額は508万1,790円で、徴収率は88.7％、前年度比1.4％の減となっています。

４款繰入金は、財政調整基金から2,700万円を取崩し、繰入れしました。

６ページ、７ページの歳出をご覧ください。

１款衛生費１項１目下水道管理費の12委託料、003施設管理委託料は、汚水処理場及び中継ポンプ場の維持管理業務委託料であり、030業務委託料は、主に下水道管路の損傷等を確認するカメラ調査とマンホール目視調査を実施した下水道管路施設調査業務の支出です。

14工事請負費は、女神湖湖畔下水道管路布設替工事と中継ポンプ場の機械設備について、非常用発電機のバッテリー交換を行い、管路及び機械設備の長寿命化を実施しました。

24積立金は、８ページの基金の状況のとおり、追加分と実施分を積み立てました。

８ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額7,400万8,150円、歳出総額7,299万6,029円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の101万2,121円をもって、決算を終了いたしました。

基金の状況ですが、３つの基金について、それぞれ追加分と利子分を積み立て、財政調整基金から2,700万円を取崩し、決算年度末合計で４億7,706万498円現在高となりました。

次の９ページは、主要施策の成果等でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げました。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

なお、この後、２時45分より広報広聴委員会を第１委員会室で開催しますので、委員は参集願います。

（午後２時31分　散会）